

本日議論していただきたい事項

前回資料で示した問題点

- ① 一括表示の様式を统一的に定める必要があるか。
- ② 表示項目を見直す必要があるか。
- ③ 表示方法について、商品特性に応じ、事業者が創意工夫を図ることができるようにすべきではないか。
(ITの活用の可能性なども含む。)
- ④ 文字の大きさについて、食品衛生法とJAS法の規定の整合性を図るべきではないか。

1. 表示の様式

- (1) 表示の様式を统一的に定める必要はないのではないか。
- (2) ただし、一括して表示するという考え方は維持すべきではないか。

2. 文字の大きさ

- (3) 文字の大きさは、両法で統一すべきではないか。

1

他の法令等による表示方法の比較

		表示位置	表示様式の有無	文字の大きさ
他の物品	食品衛生法	見やすい場所に表示	無し	6号以上
	JAS法	一括して見やすい場所に表示	有り	8ポイント以上
	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	見やすい場所に表示	無し	8ポイント以上(清酒)
	薬事法	直接の容器又は直接の被包に表示	無し	規定なし
	家庭用品品質表示法	見やすい場所に表示	無し	規定なし
国際規格	Codex	明確で目立つように、消えないように表示	無し (但し、名称と正味量は同じ面に表示)	規定なし

(注1) 文字の大きさは、1ポイント=0.3514mm (JIS規格)

(注2) 6号は、約7.5ポイント

1. 表示の様式

- 国内の他の物品の表示、国際的な食品規格において、表示様式を統一的に規定しているのは、JAS法だけ。
- このため、統一的な表示様式の義務づけは見直すべきではないか
- ただし、「一括表示」の考え方は重要であり、今後とも維持すべきではないか。

○ 現行の表示様式に従った表示例

名 称	チョコレート
原材料名	砂糖、カカオマス、全粉乳、ココアバター、 レシチン(大豆由来)、香料
内 容 量	70g
賞味期限	この商品の包装に記載
保存方法	25℃以下の涼しい場所で保存してください。
製 造 者	株式会社 104-8002 東京都中央区 製造所固有記号はこの面の左部に記載



表示様式を弾力的にした場合

3

○ 想定される表示例

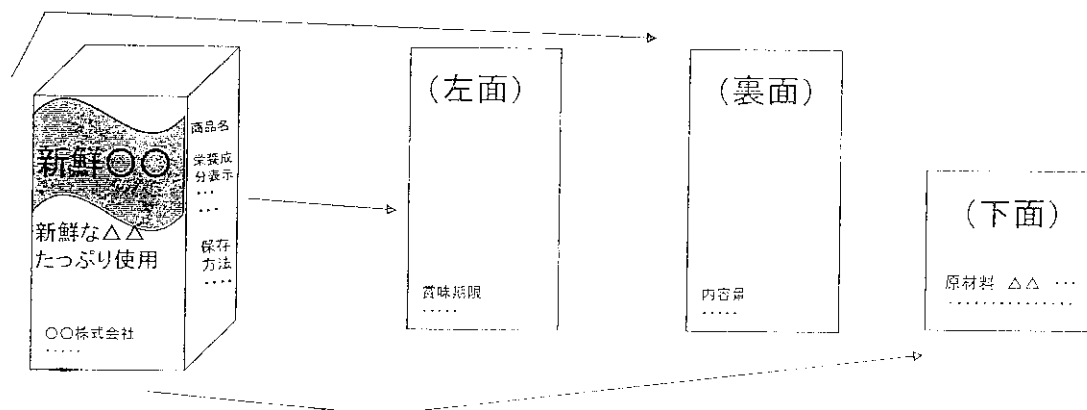
表示例1(順番の入れ替え)

名 称	ゆで細うどん
内 容 量	220g
原 材 料	小麦粉、食塩、酸味料
消費期限	枠外表面に表示
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
使用上の注意	消費期限内にお召しあがりください。
製 造 者	株式会社

表示例2(プライ斯拉ベルによる表示)

〇〇県産	釜揚げしらす
原材料	シラス、食塩
100g当り (P) 正味量 g	
03.7.10 03.7.15 0000 加工年月日 消費期限: コード	〇〇〇 価 格 (円)
□□スーパー △△支店 要冷蔵10℃以下 △△県△△市1-2-1	

表示例3(いろいろな箇所に表示)



4

2. 文字の大きさ

JAS法……8ポイント(2. 8112mm)以上

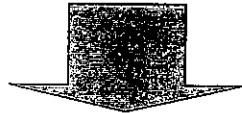
食品衛生法……6号(約7. 5ポイント(2. 6355mm))以上

8ポイント

1. 名称
2. 原材料名
3. 内容量
4. 賞味期限
5. 保存方法
6. 製造者

6号(約7. 5ポイント)

1. 名称
2. 原材料名
3. 内容量
4. 賞味期限
5. 保存方法
6. 製造者



○ JAS法に規定された文字の大きさの方が食品衛生法の規定よりやや大きく、実質上、事業者は、JAS法に合わせざるを得ないこと、「号」という表現は、現在ではあまり使われないことから、JAS法に合わせ「8ポイント」以上に統一することとしてはどうか。

5

(参考資料)

1. 加工食品品質表示基準の表示方法

(1) 一括表示事項

○加工食品品質表示基準(第3条)

加工食品の品質に関し、製造業者、加工包装業者又は輸入業者が加工食品の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。

1. 名称
2. 原材料名
3. 内容量
4. 賞味期限
5. 保存方法
6. 製造者

* 輸入品にあつては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。

6

(2) 一括表示の表示方法

○加工食品品質表示基準(第4条第2項)

表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。

別記様式

名称

原材料名

内容量

固形量

内容総量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150以下のものにあつては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。
- 3 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略すること。
- 4 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」、「種別」又は「種別名称」と記載することができる。
- 5 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- 6 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあつては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること。
- 7 表示を行う者が加工包装業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「加工者」とすること。
- 8 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- 9 輸入品にあつては、8にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 10 この様式は、縦書とすることができる。
- 11 この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 12 法第19条の8第2項の規定に基づき制定された品質に関する表示の基準に定められた一括表示事項、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項は、枠内に記載することができる。

7

2. 国内の他の物品の表示方法に関する規定

(1) 酒の表示例

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(第86条の5)(抄)

(酒類の種類等の表示義務)

酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の種類その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。)から引き取る酒類(酒税法第二十八条第一項、第二十八条の三第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令(第8条の3第1項)(抄)

(前略) 容器の見やすい箇所に、(中略)その氏名又は名称、その製造場(中略)の所在地、容器の容量(中略)及び当該酒類の種類(中略)並びに当該酒類の種類に応じ次に掲げる事項を、容易に識別することができる方法(中略)で表示しなければならない。

- 1 清酒、合成清酒、しょうちゆう、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類については、アルコール分
- 2 発泡酒については、税率の適用区分を表す事項
(以下省略)

8

○清酒の製法品質表示基準(国税庁告示)(抄)

(記載事項の表示)

3 次の各号に掲げる事項は、それぞれの当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。

- (1) 原材料名 (以下省略)
- (2) 製造時期 (以下省略)
- (3) 保存又は飲用上の注意事項 (以下省略)
- (4) 原産国名 (以下省略)
- (5) 外国産清酒を使用したものの表示 (以下省略)

4 前項の規定により表示すべき事項は、当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明りように表示するものとし、表示に使用する活字は、8ポイント活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ml以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

○未成年者の飲酒防止に関する表示基準(国税庁告示)(抄)

(酒類の容器又は包装に対する表示)

1 酒類の容器又は包装(以下「容器等」という。)には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示するものとする。

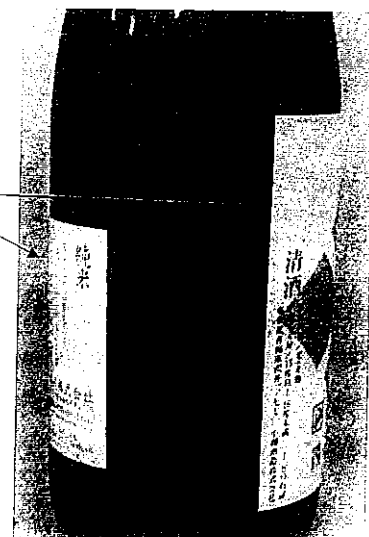
2 前項に規定する表示は、容器等の見やすい所に明りように表示するものとし、表示に使用する文字は、6ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360ml以下の容器にあっては5.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

①清酒(a)の表示例



上下に表示

②清酒(b)の表示例(2)



表裏に表示